

重要事項説明書

令和7年10月1日現在

アクティブ応援館かめsun（地域密着型通所介護事業所及び指定第一号通所事業所）

1. 利用者に関する事項

氏名	様									
要介護認定	要支援	1	2	要介護	2	3	4	！		
要介護認定有効期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日									

2. 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	アクティブ応援館かめsun
所在地	北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号 1階 102C (さわらびガーデンモール八幡三番街)
管理者の氏名	中間園花
電話番号	093-616-6550
FAX番号	093-616-6551
サービスの種類	地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業
事業者指定番号	4070601473
サービス提供地域	八幡東区・戸畑区及び八幡西区・小倉北区の一部

※上記の地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	員数(名)	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業員と協力して通所介護計画の作成等を行う。
生活相談員	1名以上	利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他の指定通所介護の提供を行う。
看護職員	1名以上	看護(心身の健康管理、療養衛生管理など)、その他の指定通所介護の提供を行います。
介護職員	2名以上	介護その他の指定通所介護の提供に当たる。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行います。

(3) サービス提供の時間帯

営業日	月曜日～土曜日。但し、5月3日～5日(振替の場合6日)、8月13日～15日及び12月30日～1月3日は除きます。
営業時間	午前8時から午後6時までとします。
通所介護サービス提供対応日	月曜日～土曜日。但し、5月3日～5日(振替の場合6日)、8月13日～15日及び12月30日～1月3日は除きます。
通所介護サービス対応時間帯	午前9時～午後5時 《送迎時間を除く》
通所介護サービス延長時間	対応なし

(4) 利用定員

①午前9時～午後5時	1単位	18名
------------	-----	-----

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

株式会社光となごみが開設する「アクティブ応援館 かめsun」が行う地域密着型通所介護及び指定第一号通所事業(以下、『通所介護』という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の心身の及び精神的負担の軽減を図ることができるよう援助することを目的とします。

(2) 運営方針

- ①本事業は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②通所介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ③通所介護の提供に当たっては通所介護計画・予防給付型通所サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- ④通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑥通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。
- ⑦事業者は自らはその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3) サービスの特徴

①経営理念

私たちは、人々と和み(協力・調和・温和)の関係を築きます。
地域が活気にあふれ、明日の希望の光に包まれるよう貢献します。

②従業員研修の実施

採用時研修(採用後3か月以内)、継続研修(年3回以上)などで、経営理念や介護保険関係法令の遵守の徹底及び介護技術の向上などに努めています。

③各種マニュアルの作成

介護サービス従業者に必要なマニュアルを作成し、サービスの標準化及び質の向上に努めています。

4. サービスの内容
- ①通所介護計画の作成
 - ②生活指導
 - ③機能訓練
 - ④介護サービス
 - ⑤健康状態の確認
 - ⑥送迎
 - ⑦給食サービス (株) 入船に委託
 - ⑧入浴サービス
5. 利用者負担金など
- (1) 利用者負担金
 - ①通所介護を提供した利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該予防通所介護が法廷代理受領サービスのときは、その1割又は2割・3割の額をお支払いいただきます。
 - ②サービス費が介護保険の支給限度額を超える部分についてはサービス費全額(10割)をお支払いいただきます。
 - ③保険料の滞納などにより、サービス費の1割又は2割・3割の「利用者負担金」で利用できなくなった場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者からの保健給付分の払い戻しを受ける手続きが必要になります。
 - (2) 通所介護の利用料
別紙ご参照下さい。
 - (3) 利用者負担金のお支払方法
事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求致します。
利用者は翌月26日に自動口座引き落としにてお支払いいただきます。
その他のお支払方法についてはご相談に応じます。
 - (4) 領収書の発行
利用者負担金のお支払を受けたときは、領収書を発行します。
 - (5) サービス利用に関する留意事項
 - ①利用者の心身の状態などの変化が見られた場合
・利用者又は家族は速やかに事業所に連絡をするようにお願いします。
 - ②事業所の設備、備品を利用する場合
・事業所の従業員の指示に従っていただきます。
 - ③利用中の迷惑行為等
・騒音など他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
・むやみに他の利用者の持ち物に触れないようにお願いします。
 - ④利用者及び利用者の家族等の禁止行為
・職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
例) コップを投げつける/蹴る/唾を吐く
・職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
例) 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求
・職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為)
例) 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/あからさまに性的な話をする
上記が認められた場合には、関係機関と協議の上、サービスの中断、停止をお願いすることがあります。
 - ⑤喫煙・飲酒について
・喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。
・飲酒はできません。
 - ⑥貴重品の取り扱いについて
・できる限り貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。利用者の判断がつかない場合は、家族と事業所が話し管理の方法を決めます。
 - ⑦従業員に対する贈り物や飲食などのおもてなし
・一切お受けできません。
6. サービス契約の終了
- (1) 事業者は次に掲げるいずれかの場合には、サービス契約を解除することができます。
 - ②利用者の行動が、他の利用者、自身の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業者が十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
 - ③利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
 - ④利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その気概の発生または再発生を防止すること著しく困難である等により利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。
7. 非常災害対策 BCPに基づいた対応をします
- ①事業者は地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとります。
 - ②事業所は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じます。
 - ③事業者は、消火設備、救急品、避難用具等の備付及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路等について、研修等により従業員に周知徹底を図ります。
 - ④事業者は、防火管理者を配置し、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練年2回以上行います。
8. 衛生管理(感染症の予防及び蔓延防止のための対策) BCPに基づいた対応をします
- (1) 感染症及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(感染防止対策委員会)を設置し、利用者の状況や社会情勢に応じ定期的に開催します(6カ月に1回以上)。
 - (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を設置し平常時の対策、発生時の対応など円滑かつ安全に実施できるように努めます。
 - (3) 感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を、年1回以上実施し、指針に基づいた感染対策を徹底できるよう努めます。

9. 緊急時、事故発生時の対応

事業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときには、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じるとともに、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡します。事業者は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。また、賠償す事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

○損害賠償責任保険

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

保険内容 超ビジネス保険（事業活動包括保険）

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）定期的な開催及びその結果の従業者に対する周知徹底します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための指針に沿った研修を定期的な実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (5) 事業所は、サービスの提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報することとする。

11. 地域等との連携

事業の運営にあたっては、町内会やボランティア等と連携し、地域との交流に努めることとします。

12. 個人情報の取り扱い及び事業計画、財務内容などの閲覧について

(1) 個人情報の取り扱い

利用者又は家族の個人情報の取り扱いは、「個人情報保護に関する社内規則」に従って行いますが、次に掲げる通常提供の範囲のサービスないでの利用目的及び関係する第三者へ通知するもの等についてはあらかじめ御了承ください。尚、これらの目的で利用させていただく必要が生じた場合などには、改めて利用者又は家族の同意をいただくことにしています

（あらかじめ、ご了承をいただく利用目的）

○サービス提供

- ・当社でのサービス提供
- ・他のサービス事業者、医療機関等との連携
- ・他のサービス事業者、医療機関等からの照会への回答
- ・利用者へのサービス提供のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ご家族への状況説明

○サービス料請求のための事務

- ・公費負担サービスに関する事務
- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・公費負担サービスに関する行政機関へのレセプトの提出、照会への回答
- ・その他、公費負担サービスに関するサービス料請求のための利用

○当社の管理業務

- ・会計・経理
- ・サービス提供時の事故等の報告
- ・当該利用者のサービス向上
- ・その他、当社の管理運営業務に関する利用
- 介護・医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- 業務の維持・改善のための基礎資料
- 社内で行われる実習への協力
- サービスの質の向上を目的として社内で行われる事例研究
- 外部監査期間への情報の提供

(2) 事業計画、財務内容などの閲覧

「事業計画、財務内容などの閲覧に関する社内規則」に従って取り扱います。

13. 第三者評価の実施

事業者は自らの提供する通所介護の質の向上の評価を行い、常にその改善を図ります。提供するサービスについて、第三者評価は、実施しておりません。

14. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

(1) 等事業所ご利用者相談室

窓口担当者 管理者 中間園花
 その他生活相談員
 ご利用時間 営業日の午前9時から午後5時
 ご利用方法 (電話) 093-616-6550
 面接 随時
 苦情箱（事業所に設置）

(2) 公的機関

① 北九州市各区役所 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー 介護保険担当

対応時間 平日8時30分～午後5時

地区	電話番号	住所
門司区	093-331-1894（直通）	〒801-8510 門司区清滝1-1-1
小倉北区	093-582-3433（直通）	〒803-8510 小倉北区大手町1-1
小倉南区	093-951-4127（直通）	〒802-8510 小倉南区若園5-1-2
若松区	093-761-4046（直通）	〒808-8510 若園区浜町1-1-1
八幡東区	093-671-6885（直通）	〒805-8510 八幡東区中央1-1-1
八幡西区	093-642-1446（直通）	〒806-8510 八幡西区黒崎3-15-3
戸畑区	093-871-4527（直通）	〒804-8510 戸畑区千防1-1-1

② 福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）事業部 介護保険課 サービス相談窓口

対応時間 平日8時30分～午後5時

所在地 〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町13番47号

電話番号 092-642-7859【直通】

15. 支援事業者（本社）の概要 株式会社光となごみ
代表者名 沼田敦史
所在地 〒805-00048 北九州市八幡東区大蔵1丁目13-1-805
電話番号 093-651-8773

事業所	事業内容	事業所番号	所在地・電話番号
アクティブ応援館かめsun	地域密着型通所介護 北九州市予防給付 型 通所サービス	4070601473	北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号 さわらびガーデン TEL : 093-616-6550

12 署名欄

令和 年 月 日	
地域密着型通所介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。	
<事業者>	
所在地	北九州市八幡東区西本町2丁目2番1号 1階 102C（さわらびガーデンモール八幡三番街）
事業者名	アクティブ応援館かめsun
管理者名	中間園花
<説明者>	
所属	アクティブ応援館かめsun
氏名	中間園花
私は、契約書及び本書面により、事業者から、地域密着型通所介護サービス及び北九州市予防給付型通所サービスの重要な事項の説明を受け、同意しました。	
<利用者>	
住所	
氏名	
※利用者代理人を選任した場合及び利用者に代わって署名した場合	
住所	
氏名	
(利用者代理人を選任した場合及び利用者に代わって署名した理由)	
(続柄)	